



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
1月31日(金)  
号 外  
第 1 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正…………… 2

## 規 則

### 栃木県規則第一号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p><b>別表第2(第12条関係)</b></p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 物性試験機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テクスチャーアナライザー</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 分析機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	使 用 料	略		テクスチャーアナライザー	略	略		名 称	使 用 料	略		ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	略	<p><b>別表第2(第12条関係)</b></p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 物性試験機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テクスチャー測定装置</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 分析機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	使 用 料	略		テクスチャー測定装置	略	略		名 称	使 用 料	略		ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	略
名 称	使 用 料																												
略																													
テクスチャーアナライザー	略																												
略																													
名 称	使 用 料																												
略																													
ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	略																												
名 称	使 用 料																												
略																													
テクスチャー測定装置	略																												
略																													
名 称	使 用 料																												
略																													
ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	略																												

揮発性成分解析システム	1時間につき	4,630円		
略			略	
微小部蛍光X線分析装置	略		微小部蛍光X線分析装置	略
略			微量香氣成分分析装置	1時間につき 4,630円
略			略	
ペプチド分析システム	略		ペプチド分析システム	略
味覚センサー	1時間につき	2,710円		
略			略	
(7)~(9) 略 2~5 略			(7)~(9) 略 2~5 略	

**附 則**

この規則は、令和二年二月一日から施行する。

**栃木県規則第二号**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>別表</b></p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 七 略</p> <p>八 分析手数料</p> <p>一 一五 略</p> <p>16 食品等の分析</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 機器分析</p> <p>イ 略</p> <p>ト <u>味覚センサーによる分析</u></p> <p>チ <u>揮発性成分解析システムによる分析</u></p> <p>リ <u>テクスチャアナライザーによる分析</u></p>	<p><b>別表</b></p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 七 略</p> <p>八 分析手数料</p> <p>一 一五 略</p> <p>16 食品等の分析</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 機器分析</p> <p>イ 略</p> <p>ト 味覚センサーによる分析</p> <p>チ 揮発性成分解析システムによる分析</p> <p>リ テクスチャアナライザーによる分析</p>

三十八百円

九 17 (4) 略  
九 略

栃木県産業技術センター繊維技術支援セン  
ター手数料細目表、栃木県産業技術センター  
窯業技術支援センター手数料細目表 略

九 17 (4) 略  
九 略

栃木県産業技術センター繊維技術支援セン  
ター手数料細目表、栃木県産業技術センター  
窯業技術支援センター手数料細目表 略

附 則

この規則は、令和二年二月一日から施行する。

(工業振興課)